

経済産業大臣 甘利 明 様

要 望 書

【原子力施設に係る防災指針の見直しについての要望】

島根原子力発電所から18km圏にある鳥取県境港市は、かねてから中国電力株式会社との原子力防災協定の締結を要望し続けているところであるが、一貫して拒絶されている。

国が定める「防災指針」により、原子力施設における「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）」の外にあたるというのが拒絶の根拠であるが、このたびの新潟県中越沖地震により東京電力柏崎刈羽原子力発電所でおきた設計時の想定を大幅に上回る揺れ、使用済み核燃料プールからの放射能を含んだ水の漏洩、変圧器火災など数々のトラブルは、「防災指針」策定時の想定を超える事態で、全国の原発周辺の住民に大きな不安を与えた。

また島根原子力発電所をめぐっては、一昨年来の活断層に関する新たな指摘、相つぐデータ改ざんやトラブル隠しもあきらかとなっており、その耐震性と安全性に対する周辺住民の懸念はかつてなく高いものがある。

島根原子力発電所の風下に位置し、松江市美保関町よりはるかに近いところに居住する境港市民にとって、こうした中国電力の対応は到底、容認できるものではない。

「防災指針」は「地域防災計画（原子力災害対策編）を作成する範囲については、対象とする原子力施設ごとにEPZの目安を基準として、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案」し、具体的な地域を定めるとしており、宮城県は16km離れた地域までを対象区域とし、最も近い原発からでも約40km離れている兵庫県が原子力防災計画を策定し、鳥取県も18km離れている島根原発を対象にした防災計画を策定するなど、近年、広域的な原子力防災計画を策定する自治体が増えている。

広範囲な被災が想定される原子力災害への当然の対応であるが、こうした防災計画が有効に機能するためには、日常的な情報の共有、異常時等における情報の迅速な連絡・通報、必要に応じた地方自治体による立入り調査や安全措置要求の受入れ、施設の新設または増設、変更に対する地元の事前了解などが当然の前提となることは明らかである。

約8k～10kmを原子力施設におけるEPZとする現在の「防災指針」が実情にあわないと考えるべきである。アメリカでは緊急時計画区域として、発

電所から半径16kmを、避難や屋内退避などの防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲＝第1区域、半径80kmの範囲を、食物供給などの対象となる計画区域＝第2区域と定められている。IAEA（国際原子力機関）は、最近、緊急防護措置計画範囲として30km圏域を設定するという新しい概念を提唱している。

境港市および境港市議会は、市民の不安軽減と防災体制の確立のためには、島根原子力発電所との安全協定締結が欠かせぬことと考えており、その締結を中国電力株式会社に申し入れ続ける所存であるが、この実現のために国において「防災指針」を早急に改定され、原子力発電所に係るEPZを30km程度に拡大されるよう要望する。

平成19年11月 日

境港市議会議長 渡辺 明彦